一　当該居住者が総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有されている外国法人

二　前号に掲げる外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十以上の議決権を所有されている外国法人（第一号に掲げる外国法人を除く。）

三　当該居住者が総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十以上の議決権を所有されている外国法人（前二号に掲げる外国法人を除く。）

第三十条の見出し中「対内直接投資等に係る」を「本邦にある会社等の」に改め、同条第一項中「発行済株式等」を「総株主又は総社員の議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。）」に改め、「以上」の下に「の議決権」を加え、「内部留保の状況等」を「内部留保等の状況並びに次の各号に掲げる外国法人（当該一のものを除く。）との間の金銭貸借残高及び債券投資残高（報告の対象となる残高が十億円に満たない場合における当該残高を除く。）の状況」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人

二　前号に掲げる外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人

三　当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人（第一号に掲げる外国法人を除く。）

四　当該一のものの総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人及び当該外国法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人（前各号に掲げる外国法人を除く。）

五　当該一のものの総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人（前二号に掲げる外国法人を除く。）

第三十条第二項中「所有されている」の下に「本邦にある」を加え、「内部留保の状況等」を「内部留保等の状況並びに次の各号に掲げる外国法人（当該一のものを除く。）との間の金銭貸借残高及び債券投資残高（報告の対象となる残高が十億円に満たない場合における当該残高を除く。）の状況」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人

二　前号に掲げる外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人

三　当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人（第一号に掲げる外国法人を除く。）

四　当該一のものの総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人及び当該外国法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人（前各号に掲げる外国法人を除く。）

五　当該一のものの総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人（前二号に掲げる外国法人を除く。）

第三十五条第二号中「第十三条第三項及び第六項」を「第十三条第二項」に、「）並びに」を「）及び」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一　国際収支項目番号（第三十七条関係）

国際収支項目番号	国際収支項目
	（財貨）
○一一	貴金属の売買代金（輸出入に該当するもの）
○一二	金の地金のうち当該金の地金の全重量に占める金の含有量が百分の九十以上のもの（以下この表において「金の地金」という。）の売買代金（輸出入に該当せず、かつ、金融商品に該当するもの）
○一三	金の地金の売買代金（輸出入に該当せず、かつ、金融商品又は割賦販売に該当しないもの）
○一四	金の地金以外の貴金属の売買代金（輸出入に該当せず、かつ、割賦販売に該当しないもの）
○三三	貴金属以外の金属の売買代金（輸出入に該当せず、かつ、金融商品に該当するもの）
○四一	割賦販売の対象商品の売買代金（輸出入又は仲介貿易に該当しないもの）
○四二	割賦販売の対象商品の割賦代金（元本部分）
○五一	ファイナンシャルリースの対象となる商品の売買代金（輸出入に該当しないもの）
○五二	ファイナンシャルリースのリース料（元本部分）
○六一	現地転売貨物の売買代金
○六二	仲介貿易貨物以外のその他貨物の売買代金等（輸出入に該当せず、かつ、割賦販売に該当しないもの）
○七一	仲介貿易貨物の売買代金
○七四	貨物の輸出に関連する価格調整金
○七五	貨物の輸入に関連する価格調整金
○七六	仲介貿易及び現地転売に関連する価格調整金
○七七	貨物の売買に関連するその他費用等（価格調整金に該当しないもの）
○八一	加工賃（再輸出入を伴うもの）
○八二	加工賃（再輸出入を伴わないもの）
○九一	動産修理費及び保守点検費
	（旅行）
一一二	クレジットカードの決済代金
一一三	旅行に係る経費（旅行会社間のもの）又は長期留学に係る経費
一一四	旅行に係る経費（旅行会社間以外のもの）、医療費又は短期留学に係る経費
	（輸送）
二一一	［運航事業収支報告書又は国際航空輸送事業収支報告書を提出する者が行ったもの］
二一二	海上貨物運賃
	航空貨物運賃